

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第四十号

奈良県障害者総合支援センター管理規則の一部を改正する規則

奈良県障害者総合支援センター管理規則（昭和六十三年三月奈良県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表条例第二条第一号に規定する事業の項中「四十名」を「二十五名」に改め、

同表条例第二条第四号に規定する事業の項中

児童発達支援	障害児通所支援
放課後等デイサービス	
居宅訪問型児童発達支援	指定障害福祉サ
生活介護	

事業所	十五名	五名	十五名
サービス事業所			

を

児童発達支援	障害児通所支援事業所
放課後等デイサービス	
生活介護	指定障害福祉サービス事
居宅訪問型児童発達支援	

	業所	
	三十五名	

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。